

釧路地域 6 市町村合併協議会幹事会設置規程

（設置）

第 1 条 釧路地域 6 市町村合併協議会規約第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、釧路地域 6 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）に幹事会を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 幹事会は、釧路地域 6 市町村合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示により、協議会の会議に提案する事項について協議し、又は調整をする。

2 前項に規定するもののほか、幹事会は、釧路市、釧路町、阿寒町、鶴居村、白糠町及び音別町の合併に関し必要な事項について、協議又は調整することができる。

（幹事）

第 3 条 幹事会の幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（組織）

第 4 条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

（幹事長及び副幹事長）

第 5 条 幹事長は、会務を掌理し、幹事会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 会議は、幹事長が必要に応じて開催する。

2 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第 7 条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

（ 庶務 ）

第 8 条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（ 委任 ）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 1 0 月 1 0 日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名	職 名
釧 路 市	助 役
	総 務 部 長
	企 画 財 政 部 長
釧 路 町	助 役
	総 務 課 長
	企 画 課 長
阿 寒 町	助 役
	総 務 課 長
	企 画 財 政 課 長
鶴 居 村	助 役
	総 務 課 長
	振 興 観 光 課 長
白 糠 町	助 役
	企 画 総 務 部 長
	企 画 財 政 課 長
音 別 町	助 役
	総 務 課 長
	振 興 課 長